

就学援助、通級指導学級の充実を日本共産党

今回は、6月議会で鈴木たくや議員がおこなった一般質問のうち、就学援助制度、通級指導学級の充実に関する質疑についてお伝えします。

(1) 就学援助制度について



経済的な困難さをかかえている家庭に対し、小中学校へ子どもを通わせるためのさまざまな費用を市が助成する「就学援助制度」。現在羽村市では523世帯(14.89%)が受給しています。3月議会では、対象となる条件(所得が生活保護と同一水準)をより拡大することを求める質問をおこないましたが、6月議会では、支給される費目を増やし、就学のための家庭の負担を抑える提案をおこないました。

鈴木 文科省は、新たにクラブ活動費、PTA会費、生徒会費について、国庫補助対象としました。新学習指導要領で部活動も教育活動の一環として位置づけられたことなどが理由とされています。

部活動にかかる費用などは非常に負担が重い、との声があげられており、お金のあるなしで「やりたい部活動がやれない」という状況があってはならないと考えます。

羽村市でもこれらについて就学援助の対象とすべきではないですか？

また、新入学制服代、卒業アルバム代など、やはり負担が重いとの声があげられている費目についても、同様に就学援助の対象とすべきではないですか？

教育長 クラブ活動、生徒会費、PTA会費については、平

今年8/4時点。割合は、小学校における生徒数ベースの数字。



2010年8月8日 発行 羽村民報編集委員会
No.986 責任者 野崎 東
電話 579-2132
日本共産党羽村市委員会は、以下の報道をおこないました。 Fax 579-2106

成22年5月20日付けで、東京都教育委員会から、国の交付要綱が一部改正された旨の通知があり、その中で補助対象項目に追加されました。市の就学援助費として対象とすかどうかについては、財源確保等を含め、今後、他市の状況等を見ながら検討していきたいと考えております。

新入学制服代については、「新入学児童生徒学用品費等」の中に含まれています。

また、卒業アルバム代については、「羽村市学校行事等保護者負担軽減補助金交付要綱」に基づき、一人あたり小学生が1千500円、中学生が1千800円を市独自に支給しておりますので、就学援助費に新たに加える考えはありません。

(2) 通級指導学級について



発達障がいなどをもつ子どもが、在籍するクラスから、週に4~8時間ほど特別な指導を受けられる別のクラスへ通う「通級指導学級」。羽村市では、東小、松林小、一中に設置されており、約50人の子どもが利用しています。

通級学級への送り迎えは原則として保護者がおこなうことになっているため、共働き家庭などでは利用に困難さがあります。また、希望者の増加に対応した拡充が求められています。通級指導が必要な全ての子どもが指導を受けられる条件整備を図るべきとの質問をおこないました。

鈴木 通級指導学級へ通う子どもの数はどうなっているか。これまでの推移はどうか。

教育長 平成22年度4月1日現在、通級指導学級に通級している子どもの数は、小学校は39名、中学校は6名です。また、これまでの推移ですが、小学校で申し上げますと、市

内で始めて羽村東小学校に通級指導学級を開設した平成13年度は、6名でありましたが、その後、松林小学校に開設した平成19年度は29名、平成20年度は28名、平成21年度は37名であり、入級者は増加しています。

鈴木 通級指導学級をどの位の割合の子どもが利用しているかを学校ごとに比較すると、9倍近い開きがある。なぜこういう現状にあるのかは個々様々な理由が考えられるが、設置校から距離が離れる学校では、子どもの送り迎えをどうするかが大きな障壁になっているのではないか。

教育委員会は、これをどう分析しているか。通級指導を希望しているが、受けられていない子どもはいないか。

教育長 通級指導学級設置校に在籍し、同校の通級指導学級に通う子どもの割合は、他の学校から通級指導学級に通級する子どもと比べて高い傾向にあります。これは同じ校舎内にあるため、通級がしやすいことや、通級指導学級が身近にあることで、保護者・児童の通級への理解が深まること等が理由として考えられます。

また、入級の希望がある場合には、保護者の相談、児童の観察を行い通級指導学級入級指導委員会を開催して入級を決定しますが、現時点で入級ができない児童はありません。

鈴木 国立市では、タクシーによる通級に補助金制度をつくり、保護者の送り迎えが困難な場合でも、通級指導が必要なお子さんが、ちゃんと通級できる制度をおこなっている。羽村市にも同様な制度が必要ではないか。

教育長 通級指導学級については、週1回程度の通級であることから、特に保護者と担任とのコミュニケーションを円滑に行うことが重要となりますので、原則として保護者が同

伴して送迎していただくことをお願いしております。

また、特別支援学級に在籍している児童とは異なり、保護者の送迎により、通級時の安全面は確保されていることから、新たに市独自の補助金制度を設ける考えはありません。

鈴木 通級指導学級の増設が必要だと考えるかどうか。

教育長 小中一貫教育の実施にあたって、義務教育9年間を通して継続的な指導を実施し、児童・生徒にきめ細かい指導を行うことが必要であることから、市内全体を見通した特別支援学級の設置の検討を行います。具体的には、今年度、特別支援学級設置検討委員会を設置し、通級指導学級の増設も含め、検討していく予定であります。

次回の無料法律相談は

8月17日(火)午前10時からです。
電話でお申し込みください。

- ・ 中原 554-1163
- ・ 市川 554-1140
- ・ 鈴木 080-1058-9450まで。

